

市町村民税  
道府県民税  
森林環境税

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

記載例:一括徴収

整理番号	
------	--

富田林市長様 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	所在地	富田林市常盤町△△-△△ 富田林第2ビル			担当 者	係	6年度	特別徴収 指定番号	
	名称	〇〇商事株式会社				氏名	7年度	特別徴収 指定番号	1234567
	個人番号又は 法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話	0721 △△ - △△△△		宛名番号	9876543		

給与所得者	フリガナ		トダバヤシ キンジロウ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	富田林 金次郎			円	円	円	〇〇年 〇月〇日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 少額・不定期 7 その他 ( )	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)
	生年月日	大・昭・平 1年 2月 3日			120,000	6月分から 7月分まで	8月分から 5月分まで			
	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				20,000	100,000			
	住 所	1月1日 現在	富田林市甲田□丁目□□-□□							
	異動後									

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続 の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ 名称	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは
			受給者番号		電話	月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から
			法人番号			徴収し、納入するよう連絡済です。

②一括徴収 の場合 (給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

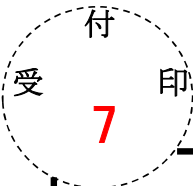
該当する項目に○をしてください。	徴収予定額合計(ウ)と同額	
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため	100,000	円
② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため		
	左記の一括徴収した税額は 8月分(翌月10日納期限)で納入します	

③一括徴収しない(普通徴収) の場合 (①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧特別徴収処理欄	6年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため	7年度		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため				
3 死亡による退職のため				

- 注意事項等**
- 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。  
提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
  - 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
  - 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F



市町村民税  
道府県民税  
森林環境税

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

記載例: 義務者変更

整理番号

富田林市長 様 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	所在地	富田林市常盤町△△-△△ 富田林第2ビル			担当 者	係	6年度	特別徴収 指定番号	
	名称	〇〇商事株式会社				氏名	7年度	特別徴収 指定番号	1234567
	個人番号又は 法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				電話		宛名番号	9876543
フリガナ	トダバヤシ キンジロウ	新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	富田林 金次郎			120,000	6月分から 7月分まで	8月分から 5月分まで	〇〇年	① 転勤・転籍 ② 退職 ③ 死亡 ④ 休職 ⑤ 長欠 ⑥ 少額・不定期 ⑦ その他	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)
生年月日	大・昭・平 1年 2月 3日				20,000	100,000	〇月〇日		
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇								
住	1月1日 現在	富田林市甲田□丁目□□-□□							
異動後									

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続 の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

所在地 〒 584-0031 富田林市寿町△△-△△	特別徴収指定番号 23456789	担当者	氏名 〇〇	新しい勤務先へは
フリガナ 名称 マルマルコーポレーションカブシキガイシャ 〇〇コーポレーション株式会社	受給者番号 〇〇〇〇	電話 0721-△△-△△△△		月割額 10,000円を 8月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

② 一括徴収 の場合 (給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に ○ をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため	徴収予定額合計(ウ)と同額 円 左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため	

③ 一括徴収しない(普通徴収) の場合 (①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

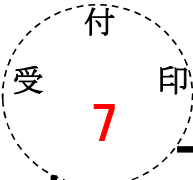
該当する項目に ○ をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため
2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため
3 死亡による退職のため

旧 特別 徴収 処理 欄	6年度	1 特別徴収義務者を変更 2 月分以降の月割額は普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
	7年度	1 特別徴収義務者を変更 2 月分以降の月割額は普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

- 注意  
事項  
等
- 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。  
提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
  - 太線で 囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
  - 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までで確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---



市町村民税  
道府県民税  
森林環境税

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

記載例:退職による普通徴収

整理番号	
------	--

富田林市長 様 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	所在地	富田林市常盤町△△-△△ 富田林第2ビル				担当 者	係 理 課 給 与		6 年 度	特別徴収 指定番号		
	名称	〇〇商事株式会社					氏名	富田林 税太郎		7 年 度	特別徴収 指定番号	1234567
	個人番号又は 法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					電話	0721 △△ - △△△△			宛名番号	9876543

給 与 者 所 得 者	フリガナ	トダバヤシ キンジロウ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	富田林 金次郎		円			〇〇年	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 少額・不定期 7 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 <b>3</b> 普通徴収 (本人が納付する)
	生年月日	大・昭・平 1年 2月 3日		120,000	6 月分から 7 月分まで 20,000 円	8 月分から 5 月分まで 100,000 円	〇月〇日		
	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							
	住 所	富田林市甲田□丁目□□-□□							
	1月1日 現 在								
	異動後								

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

1 特別徴収継続 の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担 当 者	氏名	新しい勤務先へは
	フリガナ 名 称	受給者番号		電話	
		法人番号			徴収し、納入するよう連絡済です。

2 一括徴収 の場合 (給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に <input type="radio"/> をしてください。		徴収予定額合計(ウ)と同額	円	左記の一括徴収した税額は	月分(翌月10日納期限)で納入します
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため					
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため					

3 一括徴収しない(普通徴収の) 場合 (1・2に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に <input type="radio"/> をしてください。なお、異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		旧 特 別 徴 収 処 理 欄	6 年 度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収 4 その他	点検
1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため				7 年 度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収 4 その他
2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため					
3 死亡による退職のため					

注  
意  
事  
項  
等

- 1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合には、ご提出いただく用紙です。  
提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 3 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 4 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までで確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記載してください。

A	B	C	D	E	F